

“こうべ”の市民福祉総合計画2030（案）に対する意見の概要及び市の考え方

募集期間：2025年12月15日（月曜）から2026年1月19日（月曜）まで

意見件数：6通（9件）

※ご意見の内容は趣旨を損なわない程度に要約しています。ご了承ください。

	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	人権ということばを方向性2に入れてほしい。人権を守られないところに安心はないので、中心に持つべき。	人権はすべての基礎であることから、本計画の実現に向けた方向性ではなく、計画の中心である基本理念に人権尊重の考え方方が反映されています。具体的には、前計画の目標であるソーシャル・インクルージョンの「誰もが個性や能力を発揮する機会から排除されることなく包摂される」という考え方にも含まれています。 加えて本計画に「人権教育・啓発についての基本方針」を引き続き定め、人権を普遍的な理念として位置づけています。
2	今後、この方針で神戸市の展望を見た時に、聴覚障害者に対する配慮が極端に見えて来ない。 言語条例が始まって10年になるが、条例があることを知らない人が多い。それは手話言語による案内や対応を目にすることが少ないからではないか。手話通訳を増やすきっかけにもつながると思うので、街の中に聴覚障害者への配慮や、手話対応の場を増やしてほしい。 大災害を経験した神戸市は、その当時聴覚障害者の対応が不十分と言われた。再度大災害に見まわれた時に同じように言われることのないよう、10年目の今、誰に対しても強くなってほしい。	本計画は福祉に関わる分野の総合計画であり、障がいのある方や高齢者、子どもなど、分野別に策定している計画が連携して市民の課題に対応できるように、共通の理念・目標等を掲げる計画となっています。 障がいのある方への施策の方向性等については、「神戸市障がい者プラン」で定めています。手話の出前講座や子ども向けの講座などを通じて手話を身近に感じてもらえる機会を増やし、引き続き手話言語条例の啓発および手話の普及に努めています。
3	基本理念に「…それぞれ異なる個性や能力を持ち暮らしている。その能力が尊重され発揮できる場所や機会が増えることで一人ひとりの可能性が広がっていく」とあるが、手話を日常言語として生活されている方もそのひとりである。自身の言語である手話を安心	

	<p>して暮らせるよう福祉計画に反映していただきたい。</p> <p>方向性 1・2・3 すべてに関わる内容なので、少なくとも TOPIC には手話が日本語を補完するサインではなく、れっきとした言語であることを明記し、啓発していくことが必要である。</p> <p>手話を日常言語とされている方もメディア等の字幕表記や筆談では日本語を使用されるため、一般的に手話が独立した言語であることが認識しにくく、聞こえないことによる困難の本質が伝わっていないと感じる。手話通訳者を介して社会とつながる人でなく、手話を日常言語とする一市民であると感じられる内容であっていただきたい。10 年が経過した「神戸市みんなの手話言語条例」の見直しもできればよいと思う。</p>	
4	<p>色々な場面で無人化が進んでいる。しかし音声のみでの案内が多く聴覚障害者には対応ができない場面も多い。高速道路、駐車場、銀行の ATM などあげ出したらキリがない。</p> <p>どんな人にも優しい社会であるよう、もっときめ細やかな対応を希望する。</p>	日常生活における様々な情報に対し、障がいのある方も容易にアクセスできるよう、各種手続きの機能強化やバリアフリーの推進などを含め、神戸市としても様々な方へ配慮したまちづくりを進めています。障がいの有無によって分け隔てされることのない共生社会の実現に向け、引き続き取り組んでいきます。
5	<p>公共交通機関（特に電車）を利用中に突然事故などが起こった場合、駅名などを表示する電光掲示板に何が起こったかを簡潔に表示できるようにしてほしい。車内アナウンスが聞こえない、聞き取れない人もいることを理解してほしい。</p>	
6	<p>多様な働き手を想定した多様な働き方を作っていくことが、障害者、高齢者、外国人、介護する人にとっても企業にとっても持続可能な道だと思う。</p>	神戸市においても、方向性 3「人と人がつながり支えあう環境づくり」で示すように、多用な主体による協働の実現は、計画を推進していくうえで重要な要素であると考えています。
7	<p>しごとサポートは委託事業のため場所によってサービスのばらつきがある。職員が安定しないことも問題であり、市が責任をもって雇用すべき。</p>	障がいのある方の就労をサポートできるよう、いただいたご意見を参考に安定したサービスの提供に努めています。
8	<p>居住の安定に関しては市住の入居や家賃補助の制度など、独身や若年の困窮者へむけた施策を出すべき。今の状態では長期の支援は生活保護しかない。</p>	神戸市では、独身・若年を含めた生活困窮者への求職活動中の家賃支援や、市営住宅での所得に応じた家賃設定や減額制度を設けるなど、それぞれの状況やニーズに応じた居住

		<p>支援を実施しています。</p> <p>独身・若年を含めた生活困窮者への支援については、ご指摘の点を踏まえ、それぞれの状況に応じた寄り添った支援に引き続き取り組んでまいります。</p>
9	<p>神戸市では、外国人介護人材の確保の方法として在留資格の「特定技能 1 号を活用した高度専門外国人材の確保・定着」を目指すとしており、これは 3 年の実務を経て永住が可能になる在留資格を取得させようとするものである。そのため外国人介護人材に加えてその家族を含め、神戸市に永住となっていくことが予想できる。</p> <p>しかし言葉はもちろん、文化的な違いによりコミュニケーションに支障が出る可能性もあり、外国人と地域住民双方に心理的な負担が生じることが予想できる。これを鑑みると介護分野での外国人材を確保、定着させるためには、日本の文化や生活習慣に触れる機会を設けることや、生活相談等のサポートが必要となってくる。</p> <p>そして、この計画が兼ねる地域福祉計画には「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」を盛り込む必要がある。これに関して介護保険事業計画を見ると、「高齢者のみならず複合的課題に対応していく包括的な支援体制の構築」「あんしんすこやかセンターの機能強化」といった記載がある。また、全国社会福祉協議会の発行する地域福祉計画の策定ガイドブックには「包括的な支援体制については、高齢者を対象とする地域包括ケアシステムの理念を普遍化する」とある。</p> <p>そこで先述の外国人介護人材へのサポートの必要性とこれらの記載を併せ、包括的な支援体制の対象、具体的には地域包括ケアシステムやあんしんすこやかセンターの支援の対象に、外国人介護人材とその家族も含めることを提案したい。</p>	<p>方向性 2「安心を保障できる仕組みづくり」において、「関係機関の連携による切れ目のない相談体制と、様々な生活上の課題に対応できる包括的な支援体制を更に充実させる」ことを記載しており、外国人介護人材とその家族を含む外国人に対する支援も含まれています。</p> <p>また、外国人介護人材や家族を含む外国人に対する支援は、神戸国際コミュニティセンターなどで多言語による日常生活に関する相談、神戸市政に関する情報及び生活上の様々な情報提供を実施し、日本での生活をサポートしています。</p>